

国保をお使いの皆様へ

必ず

こんな時には 届出が必要

第三者による怪我等で国保の保険証を使った場合は**市町村等窓口へ！**

例えば…

交通事故にあった



交通事故にあい治療することに

例えば…

他人の犬に咬まれた



他人のペットに咬まれて治療することに

例えば…

ケンカに巻き込まれた



傷害行為をされて怪我をして治療することに

例えば…

食中毒になった



店での食事が原因で食中毒になり治療することに

第三者の行為によって怪我等をして国保の保険証を用い治療をした場合の治療費は、一時的に国保が立て替えますが、本来は加害者が負担すべきものです。

加害者本人やその保険会社の情報が不可欠になります。そのため、**届出が必要**となります（届出は法令で義務付けられています）。